定　　款

（令和４年６月２４日現在）

株 式 会 社 テ イ ン

株 式 会 社 テ イ ン 定 款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社テインと称し、英文では、ＴＥＩＮ，ＩＮＣ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．自動車部品および用品の製造、仕入、販売、ならびに輸出入業務

２．モータースポーツ用車両および部品の製造、整備、販売、レンタルおよびリース

３．自動車レースおよびラリーの出場受託業務

４．モータースポーツ発展のための講習、研修、国内外の視察

５．自動車の輸出入および販売

６．特許権、商標権、実用新案権および意匠権のリース

７．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を横浜市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２６，６０９，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じる募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

２．当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもっておこなう。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議よって選任する。

２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

３．取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後２年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第 22 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第 23 条　取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役会長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

２．当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日より 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをおこなう。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の議事録）

第 29 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（員数）

第 32 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任）

第 33 条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

３．当会社は、会社法第 329 条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。その場合の選任決議は前項の規定を準用する。

４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 34 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。

（常勤監査役）

第 35 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 36 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 37 条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもっておこなう。

（監査役会の議事録）

第 38 条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をしなければならない。

（監査役会規程）

第 39 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 40 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 41 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第

423 条第１項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（選任）

第 42 条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 43 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 44 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 46 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 47 条　当会社は、毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 48 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第１条　変更前定款第 15 条の規定の削除および変更後定款第 15 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

２．施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から６カ月を経過した日、もしくは施行日から６カ月以内に開催する最後の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

３．本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。